

再交付申請書の記入要領 (★印のあるものは必ず記入して下さい。)

※合格時の氏名、本籍(都道府県・国籍)等に変更がある場合は、別途書換申請書(様式7号)が必要です。
 例) 鈴木一郎さん(2級土木施工管理技士 種別 土木)が、紛失のため再交付申請をした場合。

【注意】
 証明書の再交付申請にあたっては、身分証明書による本人確認が必要となりますので身分証明書(写し)を提出してください。
 身分証明書が提出されない限り、再交付はできませんのでご注意ください。
 なお、身分証明書は運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、健康保険証、監理技術者資格者証等であれば種類は問いません。

記入月日
 申請書を作成した日付を記入して下さい。

★ 申請される整備局名を○に記載して下さい。
 (例:関東)
 また、北海道開発局もしくは沖縄総合事務局で申請される方は局長名を○で囲んで下さい。

★ (2)
○種目
 再交付を希望する所持資格名を記入して下さい。
 例) 土木施工管理技士
 建築施工管理技士 等
○級
 所持資格の1級か2級かを記入して下さい。
○種別(2級のみ)
 土木: 土木・鋼構造物塗装・薬液注入
 建築: 建築・躯体・仕上げ
 建設機械: 第1~6種
 を記入して下さい。
○合格証明書の番号
 不明の場合は、記入しなくても結構です。

★ (3) 申請理由
 具体的に記入して下さい。
 例) ○月○日、自宅が火事になり焼失したため。

★ 合格者氏名
 合格者氏名(ふりがな)を記入して下さい。
 ※合格証明書記載の氏名

★ 本籍欄
 本籍地の都道府県名を記入して下さい。
 例) 東京都/大阪府/北海道 等
 尚、外国籍の方はその国籍を記入して下さい。
 例) 韓国/朝鮮 等

様式8号(規則第11条)

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

※記入不要

平成11年11月11日

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32

氏名 鈴木 一郎

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
 平成5年4月1日

(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
 種目: 土木施工管理技士 級: 2 種別: 土木 合格証明書番号: 1234567

(3) 再交付申請の理由
 ○月○日、自宅が火事になり焼失したため

合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙をはる欄
 申請者は消印をしないこと

ふりがな すずき いちろう
 合格者氏名 鈴木 一郎

生年月日 (平成・昭和・大正) 43年3月28日

本籍(都道府県名、国籍を記入) 東京都
 連絡先電話番号 03(3581)XXXX

※ 記入しないで下さい。

★ 住所
 合格証明書の送付先となるため、必ず自宅の郵便番号と住所を記入してください。
現住所を証明できる身分証明書(写し)を添付してください。

★ 氏名
 合格者氏名を記入して下さい。

(1)
 証明書の最初の発行日を記入して下さい。
 ※不明の場合は記入しなくても結構です。

★ 収入印紙
 収入印紙を貼付して下さい。
 ※2,200円必要です。
 ※収入証紙、切手、登記印紙は扱いません。

★ 生年月日
 合格者本人の生年月日を記入して下さい。

★ 連絡先電話番号
 合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。

※合格証明書の交付者に係る個人情報(氏名、生年月日、本籍)は、交付、再交付及び書換事務のほか、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)における建設業者の資格審査や施工体制の確認等に使用されます。

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

※記入不要

地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日(不明の場合は記入不要)

年 月 日

(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号

種目: 級: 種別: 合格証明書番号:
(不明の場合は記入不要)

(3) 再交付申請の理由

合格証明書の再交付手数料として納める
収入印紙をはる欄

申請者は消印をしないこと

※いつ、どこで、どのように紛失等した
かを具体的に書いてください。

ふりがな

合格者氏名

生年月日(平成・昭和・大正) 年 月 日

(できれば携帯電話)

本籍(都道府県名、国籍を記入)

連絡先電話番号

(※1) 氏名、本籍(都道府県・国籍)に変更のある場合は、別途「書換申請書」が同時に必要になります。

(※2) 住所欄は、合格証明書が確実に届くよう本人の自宅の郵便番号と住所を正確に記入してください。

(※3) 不正に取得した証明書を利用して、経営事項審査の申請や建設業の許可を受けたり、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置した場合は、建設業違反で30万円以下の罰金の処罰となります。よって後日、証明書が発見された場合は、発見された証明書を当職あてに確実に返却してください。

また、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請した場合は、有印公文書偽造で懲役1年以上の刑罰が課されます。

(※4) 施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明書の再交付は合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は一切受付いたしません。

(※5) 再交付が2回目以降の申請者に対しては、申請者本人に対し地方整備局等に出頭を求め、面談により事情を聴取する場合があります。

【注意】

証明書の再交付申請にあたっては、身分証明書による本人確認が必要となりますので、有効期限内の身分証明書(写し)を提出してください。身分証明書が提出されない限り、再交付はできませんのでご注意ください。

なお、身分証明書は運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、健康保険証、監理技術者資格者証等、現住所のわかるものであれば種類は問いません。

技術検定合格証明書の再交付・書換え
問い合わせ先・提出先

地方整備局等	申請者の現住所等 所在の都道府県名	建設機械施工技士	土木施工管理技士	建築施工管理技士	電気工事施工管理技士	管工事施工管理技士	造園施工管理技士
北海道開発局 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011-709-2311	北海道	事業振興部機械課	事業振興部技術管理課		営繕部技術・評価課		事業振興部都市住宅課
東北地方整備局 980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022-225-2171	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		建政部都市・住宅整備課
関東地方整備局 330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎二号館 048-601-3151	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		建政部都市整備課
北陸地方整備局 950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館 025-280-8880	新潟・富山・石川	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部計画課 025-280-8705		建政部都市・住宅整備課
中部地方整備局 460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜・静岡・ 愛知・三重	企画部施工企画課 052-953-8180	企画部技術管理課 052-953-8131		営繕部技術・評価課 052-953-8194		建政部都市整備課 052-953-8573
近畿地方整備局 540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 06-6942-1141	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		建政部都市整備課
中国地方整備局 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館 082-221-9231	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		
730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082-221-9231							建政部都市・住宅整備課
四国地方整備局 760-8554 高松市サンポート3-33 087-851-8061	徳島・香川・ 愛媛・高知	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		建政部都市・住宅整備課
九州地方整備局 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 092-471-6331	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・ 宮崎・鹿児島	企画部施工企画課	企画部技術管理課		営繕部技術・評価課		建政部都市・住宅整備課
沖縄総合事務局 900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-0031	沖縄	開発建設部防災課	開発建設部技術管理課		開発建設部営繕課		開発建設部技術管理課